

平成 26 年

新 城 市 教 育 委 員 会

8 月 臨 時 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

## 平成26年8月新城市教育委員会臨時会会議録

1 日 時 8月21日(木) 午後1時から

2 場 所 勤労青少年ホーム研修室A

### 3 出席委員

瀧川紀幸委員長 馬場順一委員長職務代理者 川口保子委員  
花田香織委員 原田純一委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

### 5 書 記

小林教育総務課長

### 6 議事日程

開 会

日程第1 協議・報告事項

教育委員会制度の改正について

日程第2 その他

閉 会

## 日程第1 協議・報告事項

### ○事務局

では、定刻になりましたので、8月の臨時教育委員会を開催したいと思います。

開会に当たりまして、2点、きょうは協議事項1件だけということで、教育委員会制度の改正ということでございます。お手元に教育長のほうから資料が事前に配付されていたと思いますので、まず一度、教育長からお願いします。

### ○教育長

とりあえず、前回の話し合いをもとにそれらを考慮した案をつくってみました。委員の皆様方の御意見を伺いまして、もう一つそれらをもとにつくりましたので、その後、またそれを検討していただきたいというふうに思います。

### ○委員長

それでは、新城市教育憲章3次案ということで、教育長のほうから提示されていたと思いますので、それにつきまして皆さんで議論ということでお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

### ○委員

教育長の卓越した文章力というのはよくわかっておりますので、最終的には教育長の判断に一任したいと思います。個人的に思ったことを書いてみましたので、ちょっとごらんください。

最初のところ、赤い字が変更したところですが、「ふるさと」、どちらの字がいいのかなと。それから、ルビを振ったらどうかというようなことを思いました。

それから、「共育」というのも、これも独特の呼び方なので、ルビを振って市民総ぐるみで進めます。

それから、「命を尊ぶ」。これも人によっては「とうとび」と言ったり「たっとび」と言いますので、ルビをつけたらどうかと思いました。

次のところですが、「徳を重んじ文武を修め」というふうにあったのですが、ちょっと古めかしいかなという感じで、「道徳心と教養を高め」ではどうかというふうに思いました。

それから、「平和と発展に貢献できる人材を目指します」とありますが、ちょっと違和感があったので、「平和で豊かな社会の実現を目指します」にしたらどうかと思いました。

それから、最後のところですが、「市長と教育委員会は連携・協議して教育の中立を堅持し、教育大綱や予算を決めます」。ちょっと表現が生々しいので、「不当な介入を排除し、民主的で健全な新城教育の推進に努めます」、このぐらいでどうかと思いました。教育の中立というのは憲法とか教育基本法、その他の法令で担保されているので、僕らが気をつけなければいけないのは、静岡県知事が学力テストの結果をこういうふうに公表してしまった。あれは政治的中立とかかわるかどうかということで、あれは不当な介入だと思いません。「不当な介入を排除し、民主的で健全な新城教育の推進に努めます」。そうすると主語も「私たちは」で通せますのでどうかと思いました。

それから、下の条文ですが2の「共育」、やはり振り仮名、ルビをつけるのかなと思

ます。

それから、3の「命に限りあることを知り、感動・創造・貢献の喜びのある人生を見出します」とありますが、「命に限りあること」は、これは当然、人というのか、命の尊さを、たつとび、これも、尊さを知り、それから、「感動・創造・貢献の喜び」、「創造・貢献の喜び」はいいですが、「感動の喜び」というのがちょっと違和感があったので、それを「創造・貢献の喜び、感動のある人生を目指します」、こんなふうにしたらどうかと思います。

それから、4の「学びや遊びを通し知識・技能を習得し、感性を磨き」とありますが、「知性と感性を磨き」と短くしたらどうかというふうに思います。

あと、「よい習慣やマナーを身につけます」はそのままで。

それから、5の「スポーツ・文化を通し」。「文化を通し」というのか、「文化活動」という言葉を入れたほうがいいかなというように、「スポーツ・文化活動を通して」、それから、「心と体の健康を養い、人の輪を広げます」。これは順序を逆にして「スポーツ・文化活動を通して人の輪を広げ、心と体の健康を養います」、こうしたらどうかというふうに考えました。

それから、6とあとについては、これはカット。なぜかという、これはとてもいい取り組みだと思うけれども、これは今の教育長や教育委員の考えでやっていること。教育憲章というのは憲章なので、都合が悪ければ変えるなんていうそういう軽いものではない。だから、後の次の教育長や教育委員の動きを縛ってしまうようなことは避けたほうがよくないかなと思います。

例えば、僕は昔から会津の、前に教育長がお話された「仕の掟」というのと、薩摩の「郷中教育」というのがありますが、あれがいいな、あの考えをどこかで取り入れられなかったかなというふうに思っていたのですが、会津では仕の掟を「あいづっこ宣言」なんて、こういうふうに変えてやっているんですが、こんな形でもうちょっと少なくして、それから、先日の三遠南信のサミットで湖西市のこういうのがありましたね、中に入っていた。これもいいなと。だから、次の教育長や教育委員がこういう形でと思ったときにやりやすいように、この6以下は憲章に載せるのは、やめたほうがよくないかなというふうに思います。

○委員長

ありがとうございました。

6番の「幸せな家庭、安全・安心な地域を目指します」という提示があるのですが、頭の「共育12を実践し」というのは別として、その辺の部分はどうか。要素としては。それは盛り込んでいくということですかね。

○委員長

いわゆる「共育12」のところは別として、「幸せな家庭、安全・安心な地域を目指します」というのは要素として6番目に入れてもいいのかなと。

○委員

それは考えて、2に共育があるのでどうかというふうに思ったのですが。

○委員長

では、お一人ずつ、ご意見をいただいてもよろしいですか。

○委員

それで、ただ、国語的な表現だとか、それから、今、先生からも提案があったのですが、けれども、文脈からいって、ここここは前後させたほうがいいだとか、もうちょっと簡略させたほうがいいだとか、あるいはルビを振ったほうがいいだとか、そういうようなことはまたきちんとやっていかなければいけないかなということは思ったのですが、全体的には私はこの前、教育長さんが訂正してくださった、あれはなるほどと納得できたなというふうに思います。

○委員

私もちょっと書いてまいりましたので、お願いします。

それで、私も3次案は、2次までに比べると大変簡素化されて、言葉もやさしくなっていて、いいなあと思いました。ただ一つ、三角形のこのすべての情報が条文に網羅されているか。それが自分で検証してみたのですが、その条文と前文にその階段構造が網羅されていると思いました。

最後の、「新城共育12」のところですが、「幸せな家庭、安全・安心」、「安心・安全」ではなくて「安全・安心」が普段使われているかなと思ったのですが、どうでしょう。

○委員長

ありがとうございます。大方、教育長の流れの中のところほどの先生も同じく、流れとしては御賛同ということでもよろしいですかね。

○委員。

まず一つ、「ふるさとの誇りとします」というところで、ふるさとというのは、ちょっとこれは古いかもしれないですが、ふるさとを離れたときにふるさとというのは基本的な意味だったかなと思うのです。それを今、広く捉えて、住んでいるところもふるさとというのを、住んでいたってふるさとと言ってもいいではないかみたいなムーブメントがあって、それこそなっているのですが、郷土と表現するのか、ふるさとと表現するのか、ここでちょっと考えてどちらか選んだらいいのではないかなと思いました。

それから、次に「共に過ごし、共に学び、共に育つ」というので、「共に過ごし」をあえて入れるのは私としてはちょっと違和感がありました。

それから次に「命を尊び」、もちろん命を尊ぶのですが、その後のところに向かっていきますけれども、命を尊ぶのか、人格を尊ぶのかというところを、ここでうたいたいことは何なのかを少し考えてみたらどうかと思います。

それから、「市長と教育委員会は」以降は段落を一つ落とした違う段落にしたほうがいいのか。皆さん多分思われているように、ちょっとこのところ異質な感じがするものなので、ここにそのまま続けるのではなくて、こういう教育を実現するために「市長と教育委員会の約束事はこうですよ」ということについてちょっと段落を変えるだけで少し自然な感じになるかなと思うので、そこを思いました。

次に条文のほうですが、「人間尊重の立場を貫きます」ですが、ここは私は「人

格尊重」、ここで言いたいことは人間を尊重するというのはもちろんいいのですけれども、人格尊重というふうにしていったほうが恐らく趣旨が正確に伝わるのではないかと。

2番ですが、「顔と名前のわかる」というふうな表現がありますけれども、ちょっとそこ、ここだけクローズアップするというのは不自然に思われたので、「顔と名前のわかる」というのはあえて外したほうが、いいかなと思いました。

それから、「命に限りあることを知り」ということはちょっと、言わんとすることはよくわかる気もするのですけれども、ちょっと唐突な感じが少しするかなと思います。

次の4のほうですけれども、「知識・技能を習得し感性を磨き」とありますけれども、「知性・技能・感性を磨き」というふうにしたらどうかと思いました。

6番ですが、「幸せな家庭、安全・安心な地域を目指します」ですが、これは教育憲章というよりも市民憲章の色彩が強くないかなという気がしたので、これもここに載せるのはちょっと不適切とは思わないのですけれども、ちょっとその辺の調整というか、どうですかねと、市民憲章的な感じがしませんかと。

そもそも、前もちょっと言ったのですけれども、市民憲章もつくる、教育憲章もつくるという中で、それぞれの役割がどう違うのかということを一遍はっきりした状態の中で、変に「あれっ」と思うところがないようにする。重複するというか、方向が同じなので、ある程度ダブるところはあるのかもしれないのですけれども、それぞれがそれぞれの役割をちゃんと示しているということが必要なのではないかなということを思いました。

どういう社会の中で人が育つかということでは、幸せな家庭とか安心・安全な地域というのはもちろん不可分なところではあるのですけれども、その中で特に教育憲章として教育の役割として、こういう人材の育成を目指しますところに絞っていくことが必要かなというような気がします。

#### ○委員長

さっきもふるさとという話が出ていたのですけれども、もう漢字に充てるとちょっと固定的な意味合いを得るので平仮名でよろしいかと思いましたけれども、「共に過ごし、共に学び、共に育つ共育を推進します」と。これは頭にあるというのは非常にいいと思います。

その後は、文言としてはそのままやって、「平和と貢献」をどうしようかと思って、「地域と日本、世界の」というふうな言葉を入れました。これはちょっと余計かもしれませんが。

最後は、さっき段落を変えるふうなことも言っていました、「そのために市長と教育委員会は連携・協議して、市民に対して」、前とここでは市長と議会で継続性と安定性については教育委員会でもんでくれという話をしていたと思って、「市民に対して教育の中立性、継続性、安定性を堅持することを誓います」というような文言にしてあります。それから、条文は前も言っていました「新城教育は」ということで主語を全部同じにしてあります。これは削除して、「子供の人權」というところから始まってもいいかもしれません。

1番は人間尊重というところと、それから感動、創造、貢献の人生を目指す。顔と名前のわかる人づくりを推進するとか、知識・技能の習得、感性を磨き、よき習慣、その辺は

バランスという言葉がいいかどうかわかりません。「バランスのとれた人間力を身につけます」とか「人の輪を広げて心と体の健康を養います」と。

最後は、「お互いさま」という言葉で触れるのかなということが考えに浮かびましたので、「幸せな家庭、安心・安全」、これは安全・安心なのかちょっとわかりません。「安心・安全な地域を目指して互助の精神を尊重します」という言葉で書いてあります。

意味合い的にはこの列挙されている教育長がつくった内容に異論はございません。あとは文言の話だけだと思います。

○委員

条文の1に「子供の人権、男女平等」とありますね。この「男女平等」というのが、これは外したほうがすっきりすると思う。もう男女平等をいって70年だね。

○委員長

人間尊重でいいですかね。

○委員

これはさっき言ったように、教育基本法とか憲法で担保されているので、とったほうがすっきりしないかなと思って僕は外したのだけでも。

○委員長

はい。わかりました。その辺もちょっと議論して。

○教育長

そもそもこの教育憲章をつくるといったときに、1、2、3、前文の四つ目を担保するためにというのが最初の目的だったと思うのですよね。いわゆる憲章というのではなくて、この憲章をつくるのはなぜかと言ったら、やはり教育の中立性を堅持するためだと。首長のそういった権限がそこに侵入してこないように、教育の独立性を保つためにというようなことをつくるというのが一番の意図であって、この四つ目のことが1次案、2次案では下の条文の中に入っていたということですので、これはやはり残すという必要があると思うのです。

ただ、上の三つとは違和感があるので、どうするかということが非常に微妙なのだけれども、今、前文をもう少し整理したときに、ちょっと読んでいきますけれども、「私たちは新城の自然・人・歴史文化の三宝を愛し、誇りとします」。ふるさとをとってしまった。それで短くして。「共に過ごし、共に学び、共に育つ共育を市民総ぐるみで進めます」と。

それから「命を尊び」、また復活しましたがけれども、この間、佐世保の事件があって、やはり「知・徳・体」ではないなど。つまり生涯学習まで含めていくと、やはり体・徳、分けるのではなくて、総合的なものなのだけれども、心と体というのが健全に育っていないと、幾ら知を備えても人間らしい生活ができないということで、もう一回これを復活させて「体・徳・知を修め、世の中に」、社会か世の中か、平和だとか、いろいろあるのだけれど、貢献できるという意味合いの中にそれを含めて、「世の中に貢献できる人材を目指します」と。

今、委員の皆さん方のご意見を聞きながら、四つ目の違和感をもう少しなくすために、「教育委員会と市長は」を後ろに持って行って、「教育の中立を堅持し」、こちらを頭に持

ってくるんです。「教育の中立を堅持し、市長と教育委員会は教育大綱や予算を決めます」と。そうするとちょっと違和感が薄れてくるのではないかなと。だから、「教育の中立を堅持し、市長と教育委員会は連携して大綱や予算を決めます」というような言葉の順序にすると。この前文、頭を置くと、「私どもは命の教育をします」ということになります。

条文のほうですけれども、1番、「子供の人権、男女平等、敬老、異文化共生と人間尊重を貫きます」と。当初、「人間第一主義」という言葉があったけれども、いろいろな意味合いがあるということで、「人間尊重」ということで。男女平等については安倍政権も目玉にしているわけですね。男女共同参画という言葉なのだけれども、決して平等ではないと思うのです、社会の仕組みは。そこらあたりをどのような言葉で反映するかと。つまり、OECD列国の中でも日本の男女差別は最下位だと。平等ではない。企業においても、管理職登用においても、何にしても。この現実というのは、まやかしの男女平等の中で戦後70、69年が過ぎているという現実があります。

このところは、教職員の世界でもそうだけれども、校長でも22ある校長ポストの中で2人しか今、女性がいないのです。これはおかしい。職員の構成からいけば半分以上が女性なわけです。市役所でも同様。部長の中に一人もいない。これは平等でないのです。だから、平等なやはり社会的な仕組みをつくるという必要性はあると思う。それでこそ人間尊重だと思うんですよね。だから、そこら辺、言葉は考えていかなければいけないと思います。

「学校を拠点に家庭・地域と顔と名前がわかる共育を推進します」。「顔と名前のわかる」としてもいいのだけれども、では共育って何だ、何のためにするんだということは、地域社会が崩壊する中で、やはり昔の顔と名前のわかる近隣関係、地域社会を復活させたいという、そういう思いが共育の中に込められているんですよね。だからこそ「学校を拠点」とすると。公民館ではないのだという意味合い。あるいは少子化の中でという意味で、あえてその具体性のある言葉をここに残したいなということなのです。

それから、「命に限りあることを知り」、命を尊重するということはわかるのだけれども、でも人間というのは限りあることは常に忘れているのですよ。自分の命は永遠にあると思っっているはず。そんなはずはないというふうに一方では思っているけれども、日々の生活は永遠にあると思っって楽天的に生きている。だけれど、そうではなくて、そのことを知ることによってやはり日々、創造的な人生を過ごしていきたいなと。

「感動・創造・貢献の喜び」というのは、学習でも授業でもそうなのですよ。授業を構成するときにマトリックスで感動の学習、創造の学習、貢献の学習というのを横軸にして、それぞれの教育目標をやっていくと、具体的な活動が、どういう授業活動をしていったらいいかということが見えてくるんです。そういったことを授業だけでなく、文化やスポーツの活動でも考えていくし、自分の人生の中でも考えていけるといいかなと。

それから、「学びや遊びを通し、知識・技能を習得」。知性・感性を磨きというのは、まさにそのとおりなのだけれども、学問で、教科で何をやるかということ、やはり特に5教科は知識・技能を習得するということなのです。でも、具体的に何をやるか、知性を磨くと

は何をやるかと問われたときに、知識・技能の習得であるということを言える人というのは10人のうち何人いるかという、言えないのです。では、国語で何をやるんだといったときに、やはり知識と技能を習得する。そして、国語では感性を磨くということも入ってきます。そういった具体的な言葉をおいて、考えることが大切です。

それから、「スポーツ・文化活動」、まさに活動なんだよね。「スポーツ・文化活動を通し」と「活動」を入れたほうがいいだろうね、やっぱり。「スポーツ・文化活動を通し心と体の健康を養い、人の輪を広げます」と。だから、スポーツ活動、文化活動を通して、まず何をやるかといったら、個人的には我が身の精神性、心と体、この健康を養って、そのことを通じて他とのつながり、人の輪を広げるという意味合いで、自分から他者へ広がるという形でこの順序にしました。

それから、「新城共育12を実践し」というのは、共育12の目標はまさに道徳的な実践、自分あるいは自分と他者のかかわり、自分と社会とのかかわりを通じて自分自身が社会に貢献できる人間、幸せな家庭を築くためにということで、道徳が教科化を目指しているのですけれども、22項目、24項目の目標を議論し合って集約したものです。だから、その目標は結局何かといったら、個人的あるいは家族的な幸せな家庭と地域を目指すという、まさに道徳の目的がそこに通じていくということで、すばらしい市民生活を築くために道徳という教科があるし、それから、学校生活全体は何かといったら、やはり社会に貢献できる立派な人間を育てるためにということで、すべてそこへつながっていくという意味合いで「共育12」がつくられています。学校の教科、道徳、特別活動等はすべてそこでつながると、一人の日本人を、きちっとした一人立ちできる日本人を教育して育てるという意味合いでありますので、そこに残していく。

#### ○教育長

湖西市にもあるのだけれども、「共育12」にはその全部が含まれています。ほかの一番最初に訴えた全国のいろいろな例を見ても、全部「共育12」の部分を使っているわけ。「共育12」に含まれていないものは一つもない。そういう意味合いではかなりトータルの、総合的な道徳の目標を含んでいると思っている。

それで、改正等は、ここ条文ですので、そのときに時の市長や教育委員がここはまずいぞというようなことがあれば改正していけばいいのではないかと。その時々において、時代において、最もベストだと考えられる。これは恒久的なものではないのだけれども、そういったものを言葉として載せていけばいいのではないかなという意味合いでつくってみました。

頭を読んでいくと、「子どもは命の教育をします」と。それから、条文は「子が学ぶ、命を学ぶ、すてきな新城」と。それから、「みんなで命を学ぶ、すてきな新城」というような読み込みをしてみました。

#### ○委員

これはやっぱり今度の地教行法でもこうするよと決められている。ここへ載せるまでもなく。今度の、僕は「ああやった」と思うのだけど、あの地教行法で市長が主催して教育総合会議を開いて、こう決めるよということは、もう決まっていることだ。そこをあえて

ここへ載せる必要があるか。教育の中立ということについては、いろいろな法令で担保されているので、例えば市長が不当な介入をしてきても教育委員会は執行機関なので、やるかやらないは知らん顔していることはできる。それで、その是非の判断は市民に任せるということはできるのだと思う。

#### ○委員

要するに、地教行法で書いていることを改めてここに書く必要があるかどうかということですが、ただ、この教育憲章というのは法律とは違って、一般の人に、ときにはこれを声を出して読んだり、ときはこれを引用して何か話をする場合があります。法律というのは非常に堅苦しいので、やはり普段市民によく目に触れるような形で、新城の場合は、市長と教育委員会がこういうことをちゃんとやっているよということを訴える効果は、こちらのほうがあるということですね。

それと、私もそこのところが非常に大事なところだから皆さんで検討しないとイケないと思うのだけれども、もともとの趣旨がやっぱり新しい教育委員制度になったときに今、先生が言われたような不当な介入があっては困る。だからどうするんだということで教育憲章をつくりましょう。ですよ。そういう順序で来たので。では、教育憲章にその部分を載せたらどうだという、そういう話で始まったと思うので、だから、私は市民の目に触れるところにこういう文があったほうがいいのではないかと、そういうふうには感じるのですけれどもね。確かにダブるけれども。法律の条文とはダブるけれども、市民の目によく触れるところにこれがあると。そのほうが今度の趣旨に合っているのかなと、そういう感じはするのですけれど。

#### ○委員

教育長は首長が任免するし、直結してしまっし、一番不当な介入を受けるおそれがある。

#### ○委員長

今はむしろ、今の市長さんは、一定のルールの中で予算編成の権限を教育委員会に付与して、自主性をより高めていくということを教育委員会でもんでくださいという話をしてるんですね。あえてそういう話を載せるというのも一つの手かなと思います。

もっとわかりやすくするならば、本当に「誓います」とかという言葉も出ましたけれども、市長と教育委員会というのは市民に対して誓いますよという言葉のほうがわかりやすいかなと思います。

いろいろな文言はあると思います。ただ、やはり載せておかなければならないところなので、予算までの話をするか、全体的なものだけにとどめるかというところは一つありますが。

#### ○委員

中立性とかというふうなことにってはうたわなくてもという話があったのですけれども、今回の政府の改正に当たって、実はぼやぼやしていたらこんなものは奪われてしまうかもしれないぞということを私たちはよくわかったわけですね。その中で私は継続性と安定性という言葉をやっぱり入れたほうがいいのではないかなというような、それによって

不当な介入という言葉も、どんな介入だってやたら強くなり過ぎてしまって、そのところがやっぱりこの三つ言葉を並べることというのは割と日本語としてはおさまりがいいですね。三つ並べるのは。その形でおさめることができたらということと、それから市長と教育委員会が市民に誓うという、その形はぜひとりたいなと思います。

#### ○委員

6月市議会に滝川議員さんが質問されたことで市長さんが5点回答をされているわけですが、やはり一定のルールの中で予算を考えてくださいねとか、いろいろ書いてあるわけではないですか。やっぱりこのことをしっかりこちらでもうたってほしいというふうに思いますので、この最後の4番目にこの言葉を入れるというのはいいと思います。

#### ○教育長

少なくともこの教育委員会制度の改革ということがうたわれた当初を見ると、しかも、それが通りそうなところまで行ったのを見ると、その中立性がどうかはもう一切なくて、教育委員会は不必要、それが底流だったでしょう。それがあえて最後の場面でB案に戻された。だから、中教審答申のときには中立性どうかと言っているけど、実は全部首長協議へ持ってくるんだよというものを、何とか補助機関ではなくてちゃんときちんとした教育委員会の独立性を保つんだという形に行ったということを考えると、底流はあえて戻って来たのだけれども、本当はこちらなんだよというところがあるんだよね。ならば、あえてうたっておかないと、いつまた最初の政府与党案のように戻っていく可能性があるわけね。それから、議会で市長が答えたような答弁は、おそらく全国で新城の市長だけ。そんな予算を認めますがどうのこうのなんていうことは誰も言っていない。であるならば、やはりうたうことがすごく大事だなと、文言として。人が変わり、全部御破算になる可能性がある。つまり玉虫色の言葉というのはそういう危険性がすごくあるわけです。具体的な言葉は、その歯どめになるけれども、やはり概括的、玉虫色の言葉というのは避けたいなと。そのための憲章づくりだなと考えるのです。

#### ○委員長

ここは表現の仕方がいろいろありますが、教育長にまとめてもらってもいいですかね。

#### ○教育長

今の、まずこの4番目、残すか残さないかということについての皆さん方の総意を押さえていただいて。

#### ○委員

今、現市長は先ほどのようなことで非常に前向きに捉えて教育委員会を大事にしていこうと、そういう考えでやってくださっているわけですが、政治というのは、ときに右から左へ、あるいは左から右へところと変わることがあるものですから、やはり私たちが教育憲章で一番押さえておきたいというのはここですので、やはりこの部分はどうしても残したい。

それで、私、先生の気持ちも非常にわかる。例えば「不当な介入を排除し」というところは確かにそのとおりだけれども、もしこちらの文章に入れるとすると、例えば「市長の

不当な介入を排除し」というふうには載せられないと思う。だから、先生はそれをとって「不当な介入を排除し」というふうにしたと思うけれども、やはりちょっとそれはやや強いような、言葉がきついような気がするものですから、今まで考えてきた教育の中立あるいは継続性、安定性という部分まで入れたかどうかはまたちょっと検討する必要があるかと思います。

○委員長

そのほかは、皆さんどうですか。私ももちろん入れたほうがいいと思います。というか、肝はそこかなというふうに思います。

4番目のところの文言は再度検討するとして、全文の中には入れ込むと。

○教育長

さっきの「ふるさと」を入れるかどうか。「ふるさと」を省いたけれども。つまり「新城の」というのがあるからということで。

○委員長

そうですね。

あと、では全体的なところ。皆さん、基本的には内容としては異論もないような感じだと思うのですけれども。

○委員

小さなところですが、世の中に貢献できる人材を目指すのではなく、「世の中に貢献する人材を目指す」という表現は。「貢献できる」ではなく「貢献する人材を目指す」でいいのではないかという気がするんですけれども。

○教育長

より前へ進めますかね。

○委員長

「共育」という言葉がものすごく格好いいので、この中に出て来るのは1回だけでいいと思っているのです。要は。これを我々が目指すと。一発だけぽんと入れると。それは前文にあるので、それから、具体的な展開のものというのが今あるではないですか。いつでもプレスしたり、いろいろなことが出せるので、共育という言葉は一つだけにおさめて、あとは何か違う言葉で埋められないかなと思って、あえて僕は共育という言葉の一つしか入れていません。それが、誰が多分次に教育長になっても、どんな人がなってもその「共育」というベースは変わらないよと。そこからいろいろな展開はあるにしても、共育だけは絶対外してはならないという話は憲章の中で一つだけ抑えてぽんと入れておくべきことだというふうに思うんです。

○委員

私も、先日の私立の中学校へ行きたいという、一度でも検討したことがある人が88%に上ることが新聞に書いてあったのですけれども、何でかなとやはり考えてみたんですね。やっぱり私個人の考えですが、やはり継続的な流れ、くるくと教育方針とか源流となるものが変わらない姿勢に魅力を感じる親が多いと思うのです。

ですから、この最後の6番目のこれが次の教育長さんに、教育委員の方々の足かせにな

っても私はいいと思うのです。それだけ、さっき言いましたけれども、共育というのは、一番いい言葉なので、これをベースにこれからの新城教育が発展して行ってほしいと思うんです。次の方々もこれをもとにして考えて行ってほしいというふうに強く思いますので、この共育12なり共育なりはやはりこの教育憲章で大事に扱うというのですか、皆さんにそういうことがわかって、足かせになってもいいのではないかと私は思っています。

やはり、もし変えるとするならば、それだけの覚悟を持って変えていただくという気持ちで次の方にバトンタッチするというのですかね。

#### ○委員

私も、共育12についてですけど、これはもう本当に力を入れてきて、今、それで防災無線でも時々あったりだとか、いろいろな場面でこれが人々の口の端に出るようになってきた。PTAなんかでもかなり進めていますよね。今、これまだ、そんなに定着しているという部分ではなくて、ようやくこれから定着していくのだろうという、そういうところですので、やはりぜひこの機会にこの表を載せて、何というか、教育憲章の憲章そのものではないかもしれないけれども、教育憲章のときに共育12についても皆さんが口ずさんで、これをもとに生活できるようにしておいてほしいなど、そういうことは思います。

#### ○委員

委員長の方の中に「新城教育は」という言葉で頭をそろえるとなっていますね。私、この形も、先ほど共育は1回だけというこだわりを、気がつかなかったこだわりを教えてくださいましたけれども、この「新城教育は」というのは結構いいなと私は思いました。スタイルとして格好がいいということ。それから、自分たちの誓いというか、宣誓みたいな感じで魅力的だと思いました。

それと、もう一つ魅力的だなと思ったのは人間力という言葉です。私は、人間力もしくは生きる力というような、最終的に言いたいことは多分しっかりとあるのではないかと思いますけれども、社会で一人の個人として生きていく力だったり、社会の中で生きていく力であったり、いろいろな意味で人間力とおっしゃっていると思うのですけれども、そういう言葉をどこかにちょっと、人の完成という言い方はよろしくないかもしれないですけども、人を育てていく上で目指すところというもの、つけたい力という意味で、ざっくりしているかもしれないですけども、「人間力」もしくは「生きる力」という言葉をどこかに入れていただいて、教育憲章をつくった意味みたいなものを示せるといいかなというふうに思いました。

それから、「スポーツ・文化を通し」ということですが、人の輪と心と体の健康のどちらが先かということだったので、教育長が言われたこともよくわかったのですが、自分がスポーツとか、文化とかの活動に参加してきた経験からいって、多分単独で黙々とランニングとかというのは多分私はできないタイプだったかと思うんですね。人の輪の中にあることで何かそこで育てられたとも思いますし、その中にあるからこそ続けてスポーツでも、いろいろな活動でも続けてこられたかなという気がするのです。個人の完成があつて初めて社会に行けるということではなくて、未完成なものだったりするのが人間でどこまで行っても、その中で磨かれていくというふうなことを考えてみると、

人の輪を広げて、その中で心も体も立ち姿勢もそうなのですからけれども磨かれていく、養われていくというふうな考え方が、私は自分に照らすとそんな気がします。

特に学校はそうですね。一人でひたすら家庭教師でマンツーマンで勉強させてもらえれば一番いいかという、それは恐らくそれこそ人間力の欠落した人間しか育たないわけで、学校に行く、大勢の子たちで集まって授業を受ける、いろいろな経験をするということというのはまさにそれかなという気がする、そんなふうにはできたらなというふうなことを思いました。

6番は先ほどちょっと申し上げたとおりです。安心・安全な地域を目指すのが教育憲章その目的みたいな形というか、目的というか、形というのではちょっとすっきりしなかった。特に幸せな家庭とそれから社会に対して安心・安全な地域というのはすばらしい社会の還元だとするとすれば、ちょっと狭くなり過ぎというふうな気がします。委員長さんはそれに対して「互助の精神を尊重します」というふうな形でまとめられたので、主・述できちんと憲章の位置づけをするのであれば、安心・安全な地域を目指すのが述語にならないほうがいいかなというふうな気がしました。

○委員

質問ですが、人間力というのはわかるような、わからないようなところがあって、人格とか人間性とどういうふうに違っているというふうに考えますか。

○委員

そう、造語ですね。最近の人間力というのは。ちょっと人間力というのは、例えば人間の欲望みたいな、そういうのも人間力に入るのかなということを考えて、バランスのよいというふうにしたのですけれどね。ただ人間力というのは何かかなということ考えると、人格とか人間性とか、そういうことのほうが一般的かなということは感じたのだけどね。

○委員

私は業も欲も含めて生きていると思うんですけれど。それって基本的にあるもので、それをどう乗りこなしていくかとか、そういうような、そういう意味で生きる力ということも考えました。

○委員

そういう意味合いもあって、人間力があって、生々しいですね。

○委員

その時代、時代によってはやりの言葉とかはやりのキーワードがあると思うのです。やはりその流行に余り乗らないで、ある程度オーソドックスな形のほうがいいかなという感じはしますね。

○教育長

指導要領で「生きる力」という言葉が30年前から使われているのだけれども、もう手あかがついている。非常にアバウトな言葉で、それでいて格好いい言葉なので、各学校でも「生きる力を伸ばす」とやたら研究なんかでも使うのだけれども、では具体的に何なんだという、具体的にどういう方向で育てているのだというところが甘い。だから、そういった点、やはりそうでない言葉を使っていきたいなと。一番乗りやすいのだけれども、で

もそうしたらよそと変わらない形になってしまうなというふうに思うのです。

○委員長

ここは僕も書いていて、これは何ていう意味だろうなという感じはもちろんしていました。ただ、礼節をわきまえて、自分のこともぐっところえながら、でも敵と対峙しなければならない。敵というのか、相手と対峙しなければならないというような、昔からも今もそうだと思いますので、特に国際社会になるとそういうことは結構あるので、主義主張を唱えながらも引くところは引きながら取り込んでいくという、人間との距離感というのですか、そういうものが多分大事になってくるのではないかなと思って、そういうものはこの知識・技能と感性とよき習慣で磨かれたらいいなと思います。

○教育長

それから、さっき委員長さんが言われた共育、これをキーワードとしていくということになると、条文の2番は割愛できるね。2番は割愛して、その前文の中に何らかのニュアンスのある言葉を入れていくと。下を五つにするというような形で。

○委員長

僕はとにかく共育を推進することはまず憲章のとにかく1番のメインだと思いますので、それで世の中に貢献できる人材を目指しますよと。そのために市長も教育委員会も約束しますという流れなんですね。

○教育長

共育というこの言葉はやはり新城発であって、この間も仙台からもそれをいろいろと問い合わせ等があったりいろいろしているので、やはり新城発の言葉を全国に広めていくほうが文部科学省の言っている言葉を広げるよりもはるかに大事なことであって、地域に根ざしたものになるなというふうに思うわけですね。文部科学省は古過ぎるので、余り相手にしないほうがいいと思う。ちょっとオフレコになる。

何ていうか、政治に余り動かされないという形、そのスタンスをやはり教育委員会は持つ必要があるなというふうに思います。

○委員

共育のところにルビを振ったほうが確かにいいことはいいですね。

○教育長

「きょういく」と読むところは幾らでもあるからね。ルビを振るところはしっかり振っていかないと、いわゆる新城の造語という部分があるからね。で、何なんだというふうにこだわってくれていいわけだから。実はこうですよ。修飾語等でそれが何となくイメージできる形で表現していくと。

○委員

それから、平和に貢献するという点に関してどうしたらいいんでしょう。これはもう外したということではよかったですか。

○委員長

最終的な案は、「世の中の」という言葉ですね。

○教育長

世の中に貢献する。かなり強い。それだけ強い願いが込められていると。だから、条文のほう、新城教育はという言葉は置いておいて、1、2、3、4、5とすれば、主語が。

○委員長

しゃべるときも何かいいかなと思って。

○教育長

そうですね。

それから、前文。あえて文頭の言葉を強調するために改行したのだけれども、上の三つぐらいは1文として、それで2文として四つ目を載せるという方法もあるのだけど、1回そうやってほぐしてみましよう。

○委員長

そうですね。

○委員

今、箇条書きになっているではないですか。条文が箇条書きになっているので、前文まで箇条書きにすることは何で分けたのみたいな感じを受けないかなという形なので、上は箇条書きではない。

○教育長

もともとはやはり、この「おいかんむり」があるから、目上の立派な人が子供をしっかりと教育して教え導いていくという意味合いが「教」です。それで、こちらが力でね、ついてくる。

○委員長

日々の教えと福沢諭吉が子供に言っていますね。

○委員

英語の「educate」は「聞き出す」という意味だものね。ちょっと意味合いが違う。

○委員

条文の3の「命に限りあることを知り」というところですけど、さっきも出ましたけれど、「命を尊び」よりもこのほうがインパクトがあるということでお考えですよ。はい、わかりました。私も何か、このほうがインパクトがあるなど。

○委員長

これはだから前文にも表現があるので、それは同じように表現したほうがいいですかね。

○委員

いや、私はやはり限りあるというのはドキッとしますね。尊びというのはよく言われ過ぎていて当然のことなのですけど、限りあるというと、ああ、そうだなと改めてドキッとして感じますよね。

○委員長

それでも並びが結構言いやすいな。

○教育長

また、もっといい言葉があったら。

○委員

あと、この漢字は全体的にルビは振りますか。それとも、さっきのようにむずかしい読み方だけ、ここはこう読んでほしいというところだけルビを振りますか。そこら辺をどうしますか。

○教育長

ルビを振るのであれば、小学校1年生でも読めるような形にできるといいかなと。

○委員

そうすると全部に振ると、そういうことですね。

それで「尊ぶ」は「たつとぶ」と読ませたいのか、「とうとぶ」と読ませたいのか。一般的には「とうとぶ」ですよね。これは辞書を見るとね。

○委員

「たつとぶ」は音便ですよ。

○委員

そう、「たつとぶ」は「とうとぶ」のことと書いてある。どちらでもいいのですがね。

○委員

広辞苑ですよ。「たつとぶ」は「とうとぶ」のことと書いてある。

○委員長

では、通常なら「とうとぶ」になる。

○委員

基本的に。

○教育長

だけど、命はやはりたつとびたい。

○委員

では、「たつとぶ」で。

○委員長

ほかによろしいですか。

では、次回最終案ということで。皆さんでまた。済みません。よろしくお願いします。

○教育長

ただいまの御意見を参考にしてつくります。

○委員長

それでは、そのほかに何か。さっき、市長が滝川議員さんの回答に五つもんでくれという話があって、これは追々やっていくという話でいいですか。

新城の教育の安定性、継承性を守るために教育憲章の制定を検討すると、これは今やっています。それから、市長が主催する総合教育会議での運営指針を決めてくださいというのが二つ目。それから、教育委員会会議の運営に関して新しい指針をつくるというのが三つ目。教育委員会と事務局体制のあり方に踏み込み、改善点を考えるというのが四つ目。一定ルールの中で予算編成の権限を教育委員会に付与し、自主性をより高めていくというのが五つ目なのです。

○教育長

これを進めていって、教育委員会としての見解を持つ必要があるのです。

○委員長

そうですね。今、ちょっとすぐに意見が出るかどうかわかりませんが、教育憲章の件は今ここでやっていますので、次回、最終ぐらいにしたいと思っていますが、次は2点目に首長が主催する総合教育会議の運営の指針を決めるということがあるのです。どういうふうに運営するかという話なのですが、これは法令的にはどうなのですか。

○教育長

法律で議題としてこういったものをというのは、例えば学校統合だとか、施設設備だとか、そういったものに関するものに限定して、人事や教育内容等については触れないという形になっているのだけれども、そこらあたりの地教行法を踏まえて我々としてどういう決め事をつくるかということなんだよね。

○委員

そこにこれを載せれば、大綱のものと予算のことを決めていくことというふうな項目に加えるということですよ。

○委員

あと、何か本当に大きな問題が起こったときにどうするかということが、そこで諮られるべきというふうな話になって、それを話し合いをするときに誰が座長みたいなことを、リーダーになってしきっていくのかということと、最終的には意思決定をどういうふうにするのかということですか。

○教育長

だから、基本的にまず、市長が主宰するということは法令に則っていかなければいけないということなんだよね。

○委員長

その中で開かれたものの運営指針というのはどういうものなのかなと。

○教育長

だから、まず法令に基づいたところをきちっとまず押さえていくということがポイントで、プラスアルファ新城オリジナルというところなんですよ。

○委員長

運営指針というのがちょっとよくわかりません。なかなか…。

○委員

結局、そこに織り込むということはそれを決められるということではなくて、ここでないとそれを決められないということにするということですよ。つまりは、ここでうたうということは。

○委員長

一応設置に関してはあるんですよ、文言が。だから、運営指針というのはどういうものを決めないとならないのかなと。

○教育長

何か具体的な展開で考えたときに、教育大綱にしる、それからさまざまな施設設備にし

ろ、あるいは重要案件が出たときにしろ、すべてこれまでは教育委員会事務局及び教育委員会が提案し、検討し、決定してきたわけです。法律によると市長がそれを提案して、この総合教育会議で決定するというふうになっているのだけれども、では教育委員会のやってきたことを市長が提案することができるかということを見ると、これはかなり難しいと思うのです。そうすると、市長からその権限を教育委員会に委譲するというか、補助機関として任せられるというような形のをきちんと決めておけば、従来どおりの提案、検討の仕方です。それを会議としては市長が主宰するけれども、提案は教育委員会が提案するという形になってくるわけですね。そこら辺は法律的な定めにはないから、新城市独自としてどうなんだという方向付けが必要になって来るのではないかなと思います。

○委員

余り難しいことはわからないけれど、大体年に何回開くだとか、それから、会議の内容はこれとこれであって、もう一つ重要な案件というのは例えば児童・生徒の命に緊急の問題があるような場合だとか、何だかんだってそういうようなことをやはり決めておけよと、そういうことかなということはあるのだけれどね。大体、そうしょっちゅう開けるものではないものだから。

○委員

それらが起こったときに、教育委員会の側から開いてくれと市長に言いに行けるとか。

○委員

それはできるんですよ。

○委員長

それはできます。

○委員長

ありました。市長に召集を求めることができます。

だから、この辺のこの上の1行を法の第1条4という上のところに、あと膨らますものがあるとかという話ですよ。

○委員長

これも何か曖昧なことなんですけれどね。これ、「教育総合会議は執行機関同士で意見調節をする場という位置付けで、出席者の多数決で物事を決定する場ではない」と書いてあります。

○委員

そうなんだ。ちゃんとそこである程度。

○委員長

結構そういうことになりますよ。その辺を曖昧なので、うちがどうしますかというような話かという話なんです。

○教育長

だから、これは取り決めだから、うちとしては案を持って行って市長が承諾すれば、そういった方向で行くと。

○委員長

これ、「study」がいいです。難しいですわ。

○委員

一度、また前と同じようにある程度、原案をつくって、それでみんなで検討しないとそれは、うまく決まってはいませんので。

○委員長

そうですね。前にもらったこの資料に大体その運営の内容が書いてある。これで一回ちょっと一つずつ戻るんですかね。

○委員

それでまた今度、臨時教育委員会を今は8月だから、あと何回できるか知らないけれど、9、10、11、12月と仮に4回あるとすると、それぞれこれはこれ、これはこれというふうにして話し合っていくしかないよね。

○委員長

そうですね。一回市長のそういう意見もじかに聞いてみたいと思います。

○委員

どこまでイメージーションが広がっているんだ、教育委員会はこのものも、すごい試されている気がします。

○教育長

またどうしましょう。また提案をどこかで、現行の法令をずっと、地教行法、改正地教行法を見て、新城市としてはこうなんだという一つの原案をたたき台にしてやっていかなければいけないというのを。

○委員長

総合教育会議の運営指針、それから教育委員会会議の運営に関しての新しい指針をつくるということです。教育委員会会議をどう開くか。

○委員長

運営に関して新しい指針をつくると。それから四つ目が、教育委員会と事務局体制のあり方に踏み込み、改善点を考えると。それが四つ目。それで最後は、さっき言っていた一定のルールの中で予算編成の権限を教育委員会に付与して、自主性をより高めていく。これはどういうふうにしたらいいか、ご提案願いますという話ですね、これは多分。

○委員

枠を全体の何パーセントもらって、それを自分たちで自主的に責任持って始末をつけられるようにということですよね。要望したいというか、これから目指していきたいことというのは。

○委員

現実的にはそういうこと。その上で、いつも思うのは、教育予算なのか、市長部局の予算なのかでやるべきことなのかというようなところの調整の諮り方とか、そういうのをもうちょっと予算、それだけではないですけども、どういうふうにしてやっていくのかという。周辺って必ず出てきますものね、予算って。

○委員

きっと教育委員会が現実問題として、いちいちほかの部局と調整をしながらやっていて、大変だから、ここの部分だけは教育委員会でやりたいとか、そういうことも多分あると思うんだよね。そういうようなことを聞いたほうがいいかなと思うんですけれどね。そこら辺はね。

○委員長

独立採算みたいな感じですかね。

○委員

うん、ここの部分はね。こういうところは、実際それを要望してどうのこうのとなるのではないかもしれないけれども、まず現実ではこういうことがあって非常に困っている部分があるから、これは教育委員会に予算編成権をもらえると非常にありがたいとか、そういうこともあるかもしれないものですからね。

○委員

あと、ふるさと納税で教育というところはこちらはポンとくれという、そのPRはこちらにやらせてくれみたいな。

○委員長

あれ、基金なんかはつukれないでしょうね。

○委員長

いわゆる教育現場の基金。例えば学校で、要は予備費とか計上できにくいではないですか。そういうものというのどこかから捻出しなくてはならないのですけれど、全部は多分無理ですよ。だから、あらかじめ学校教育だけに使うものだよと。支出もちゃんとはっきり明確になっていますよということを前提に基金みたいなものを起こして、予算、例えばいわゆる決算上の、予算だと予算を全部使わないとならないという話ですけれども、残ったら例えば基金へ持って行って、それは学校教育の現場だけに使うとかというようなお金の流し方ができたら、いちいち備品を買うのにどこかから捻出してこいという業務は多分なくなる。

○事務局

現実的なところを言うと、例えば基金という話は一つの考え方として、国際交流基金というのが企画にありまして、国際交流に関するものはその基金を崩して充当するので、意外とつきやすい。要は財政サイドは一般財源の税金から補うのではなくて、そこに財源があるから、それを使うならこのぐらいいは認めてもいいんじゃないかという、ちょっと枠的なものがあるので、確かに教育のところに予備費的な基金があれば、財政サイドは「では、あれを使うならいいよ」と言うかもしれない。これは一つの例なのですけれど。

さっき言った市長の言う予算権限を教育委員会にというのですが、今、現在、いわゆる権限、例えば今、予算要求するためには主要事業という形で計画を企画と財政に出すのです。7月と8月に。その段階の査定がA判定というものがあつたときに、初めて来年度の新規にまたは大きいものが要求できるのですけれど、今回特にそうなのですが、ことごとく落とされているんです。かなりこれもやらなければいけないであろうということを出したのも落とされていると。そういった中で権限を、さっき言った枠でポンというもの

をもらえるということのイメージが私は湧かない。全く湧かない。

だから、こちらで決めるというのは今、もちろん予算要求権はあるので、確かに何をしたいというのはこちらが決めているのはほかのどの部局でも一緒なんですけれども、予算が潤沢にあるわけではないということの前提の中で、投資的な部分も大分落とされている中で、管理費のものは管理費で一応いただいて、さらに投資的なものを今言った計画を出してやるのですけれども、やっぱり修繕費も含めて大分落とされている。そうすると、枠というのが今よりもたくさん、財政部局が教育委員会に渡せるかということ、渡せられなくなってきているということも現実だろうと思います。

○委員長

それでは、むしろ市長さんに聞かないといけないね。これはどういうことですかと。

○教育長

アメリカなんかの方式ではやはり全市の予算の4分の1は教育費という形で完全に渡されて、自由に使える。そこまでの権限ということであればできるのだけれども、現体制は市長部局にある予算の中で財政が判定してと、しかも主要事業として上げていないと通らないよという、だから、現体制の中では考えられないといったわけだよ。新しい仕組みを考えるならばできるけれどもという。

○委員

多分、教育の改善と言われているのも、現在ある問題の話だけではなくて、その辺のことも含めてではないかと思うんです。地域自治区の制度をああやってつくったのと同じく似ていて、確かに煩雑、面倒くさいけれども、それをやりますか、やりませんかというのを、市長には問われていると。いや、そんなことを言われると結局煩雑になってしまうからやめておきますよというふうな話で、結局もっとそれよりも重要なことをきちんとやっていかなければいけないことがあるので、そこまで手が回りませんと。そのところはお任せしたほうがいいですというふうにして考えるのか、それでも、自主性、今まで予算編成権というのが結局市長部局のほうで大きく持ってたものだから、あれもできなかった、これもできなかったとか思っているところを自分たちでやろうという気概を持って、あえて海に飛び出していくとかというふうな、その辺のことかなという気もちょっとします。

○委員

以前、委員長が、要するに学校教育に関する部分とそれ以外の部分、これはもう分けてもいいのではないかとされましたよね。そのようなことだとか、あるいは今、子ども未来課と教育委員会とちょっとうまくいっていないと言っては申しわけないのだけれど、もう少し整合性を図って子ども園だとか、総合子ども園だとかそういうことにかかわってどういうふうにしていったらいいかだとか、そういうような部分をもう少し考えたらいいかという、そういうことを言っているのかなというふうに思います。

○委員長

恐らく予算をはっきりさせるには、教育委員会の管轄する限りははっきりしなさいというふうな話で考えると、そういう話になってくるのかな。いわゆる権限をちゃんと持って、自主性も持ちながらやるには、市長部局とはもう離れて、さっき言った4分の1だけを学

校教育が全部自由にしますよというような話を考えてみてはどうという話がまた出ますね。

○教育長

なかなか難しいね。例えば県なんかでも、もう九十数パーセント、人件費でとられていて、自由にできる予算なんてほんのわずかしかない。その中で予算権だ何だかんだっていったってやりようがない。だから、市でいうと、大きなハード、学校を建てるだとか、給食室を建てる、そここのところは大きな予算があるのだけれども、そんなものいつも担保してもらえるかと。ただつくらないときには、それが全部ソフトの予算になるかというようなことを考えていくと、それはできないよということになると思うので、そこら辺の考え方がなかなか微妙なんです。

○委員長

それこそ総合教育会議でいいじゃない。新たに。法令の改正がされますけれども、教育委員会の要請に基づいて。

○委員

実際ネガティブな総合教育会議にではなくて、ポジティブな総合教育会議をどういうふうにつくっていくかというふうな方向にいかないと、何だかつまらない会議になってしまうよね。

○委員

今、向こうに出ておられますよね。そちらで話し合われたことを教えていただけるような機会があれば。

○教育長

あと、話題がいろいろな方面へ通ずるのだけれども、この間、部活検討委員会に出ただいて、その中でお2人の委員さんもおっしゃったのだけれども、現実の現場の先生方の意見でいうと、ちっとも多忙化解消にならない方向で進んでいると。この後、また現場の先生方との話し合いがあるのだけれども、そこら辺について、やはり教育委員としての意見を言っていないと、私も言っているようにもう何十年来変わらないんだと。変えるためには大きな発想の転換が必要だと思うのだけれども、そこら辺はやはり現場の先生方に語らせるということは非常に難しい。

○委員

そのときにこのままではちっとも変わらないという話になりまして、もう誰かがこういうふうにしますと提案しないとだめだねという結論でした。まことにそうだと思います。何かどうでもいいと思います。

○委員

学校の教育のいろいろなひな型、パラダイムみたいなものがあって、そのパラダイムを壊すということ自体がパラダイムなので何ともならないという感じがすごくするんですね。今までこれでやってきて、これで効果を上げてきたのでとおっしゃるのですけれども、その関係が続けるのはすごく難しいからこの会議が開かれているのではないですかと思うのですけれども、そうはならないですよ。考え方もそれらもすべて経験だからみたいな話に最後は行ってしまうと、もうぐだぐだですよ。

やっぱり現場の先生方の、もう体育の先生がほとんど集まっていらっしゃる部活の会議で話をしている、それはもうやる気満々の先生を集めて会議をするような話ではないですか。うちの区の会議が60歳台以上の男性しかいないみたいな、そういう状況で会議をしていると、ある意味同じなのですよ。それが得意な人たちばかり。

でも、部活を指導するのはそうではない人たちも大勢いたりとかする中で、「部活をやることによって、自分、励みになっちゃうもんね」という人ばかりを集めて部活の議論をするというのはちょっとあれですよ。不自然ですよ。そんなことはないですか。

○委員長

いやいや、そのとおりですよ。

○委員

体育系の方、結構いらっしゃって、校長先生でも。だから参戦という感じですよ。言わなかったけれどもニュアンスとして。もう、これで続けていきたいというような感じ。

○委員

そこを本当は会議の構成自体をもう一回ちょっと、本来、私であるならば考えたほうがいいかなと、失礼ながら。特に文化部の指定とかがまず入って来ないというのはちょっと寂しいですね。

○教育長

ただ去年、その前に2年間、その準備委員会みたいなことがあって、かなりこういう視点で、ああいう視点でという話はしてあるので、当然事務局もそのぐらいの判断をすることになったら、全然それらと関係ない今の延長線上で単に物理的に生徒が減ったら部活を減らせばいいと、そういう単純な発想なもので、やはりそれでは何も変わらないものね。現状打破できないから。どうすればいい。

○委員

私はちょっと提案をさせていただきましたけれども、もう先生たちが抱え切れていないということ、みんなに「大変だね」と言ってもらえれば満足ということではなくて、きちんとそこを整理し直して、先生たちの業務の優先順位をきちんともう一遍整理した上で、部活は入って来られるのか、入って来られないのか、入れるとしたらどれぐらいかというふうなことを整理しないと、やれない業務を押しつけることの、その体質自体が変われないのではないかとちょっと思いますね。

○委員

これ、もう無理だよということではなくて、考える余裕もなくそこに追い立てられているわけですよ。多分部活やっていて大変な先生たち。やらないきゃ、やらないきゃ、やらないきゃみたいな。それはある意味、御家庭での生活も当然あるわけなので、ちょっと問題かな。

あと、やっぱりそれで余り無理してそうやってやらせてしまうので、私たちが心配しているのは先生方のことも心配だけでも、その先にあって、それでちゃんと子供たちに対してきちんとした教育というのが提供できるのか、どうなのかというふうなところを最後は市民の目線では判断されていくところだと思うので、そういう状況を実現するために、こ

れではだめなんですという方針を教育委員会としてはびしっと出して、その分を示して、この中で考えてくださいということも本当は必要かなと思います。

○教育長

発想を変え、仕組みを変えればすぐできることっていっぱいあるんだよね。あと、例えば予算的な裏づけが必要ならば予算化すればいいわけだから。だから、既定の枠の中だけでは何も前へ進むことができないなという状況を反映していたね。

○委員

偉い方ではなくて、若い方。若い方でこれから変えたいという方がやはり大きな声で言っていたくという。

○教育長

ただね、若い人はほかを知らないから、こういうものだというふうに思っているから比較はできない。大変だということはわかるけれども、どうすればいいという発想はというと、まだ、できないかもしれないね。だから、こういうのもある、ああいうのもあるということを経験していると、その世界が見えるけれども、ここしか知らないという状況でこのまま来ていると、これが当たり前だから、ほかの発想が浮かんでこないよね。

でも、現状打破しないと、ここから後の会議も何回繰り返したって変わらないよね。

○委員長

体育の授業と何が違うんだという話ですよ。部活が。その中にメリットがあったからこそ部活動をやってたというのかもしれないし、数のスケールが合って出てきていたことかもしれないですよ。体育の授業だけで体力をつけることができれば、別に部活動って好き嫌いの話だけで終わる話なんですよ。野球が好きだから野球をやりたいと。

○委員

学校の活動以外に自主的に参加すること、自分を磨こうとすることとか、そういう経験をする場というふうにして、私は部活の、課外活動ですね、課外活動の位置付けをして、今、体育と何が違うかと言われましたけれども、将棋部があるかもしれないし、写真部があるかもしれないですよ。そう思うと、体というスポーツをする時間を確保するというのは体育だけでは足りないよ、だから部活やるんだよというのは、ちょっとそのままイコールにならないと思います。

○委員

その文化部の子たちは本当にスポーツをする時間が足りないのであるならば、文化部の子たち・ちゃんと体をつくるためのことの時間も設けなければいけないと思うし、そういう意味で私は自主的に参加できるもの、実践を高めるものみたいな活動として、部活もあるし、スイミング教室へ通ってもいいし、空手とか柔道とかで部活がないというところでやってもいいし、あとは地域のボランティア活動に私はこうやって参加していますとか、そういうのも含めて課外活動の意味、位置付けを変える、考え方を改めてはっきりさせるということと、なるべく縛っておくみたいな考え方を外す。

○委員

生徒指導の一環として部活がなくなったら、もう手綱を放したようなもので、子供たち

がどうなるかわからないというお考えの方もいらっしゃるんですよ。

#### ○委員

戦後第2の非行のピークだったんです。私も岡崎のマンモス校だったものですから、部活に全員参加したわけではない。何でかという、全員参加したらやる場所がない。だから。はっきり言って自由参加だった。けども、そういう時代からどんどん、どんどんやっぱり必須のような形になっていったのは、一つは警察からの要請もあったと思うんですよ。やはり家庭のほうで子供をきちんと指導できないとか、管理できない親が子供をきちんとできないと、そういうことがあるから、やっぱり学校でもうちょっと面倒を見てもらいたいと。それは今でもそういうのがある。夏休みがあると困るから、先生、できるだけ子供が家に帰ってこないようにしてもらいたいという、そういう親はいるものね、現実ですよ。

だけれど一方ではそうではない。今、多様化しているの、早く帰してもらいたいと。私が全部やるから、それで学校の部活よりもスポーツ教室だとか体操教室だとか、そういうことのほうがいいから、早く帰してくれという人と、今もういろいろ多様化してきたけれど、昔はそうではなかった。もう全部一律学校のほうで面倒を見てほしいと。そういう流れがきつとあったと思うのですよね。だから、これだけ学校での部活動が盛んになっていった。

けども、だんだん世の中も変化していて、先生方の中でも部活がかなり減ってきているものですから、例えば私でもそうだけれど、バレーだとか剣道だとか、自分がやったことのある部活なら、「いいですよ、喜んで指導しますよ」となるけれども、やったことのない、例えば「あなた、新体操をやってください」と言われたら、それは困るよ。だから、そういう立場の先生がいることもある。例えば、バスケットボール部の顧問が異動があっなくなってしまった。「あんた来たからバスケットをやってもらいたい」と。「僕は野球だとかソフトをやったことはあるけれども、バスケはやったことがないから」と言っても、その人は指導しなければいけないですよ。そうすると、すごく負担がありますよね。

だから、今のは一例なんだけれども、そういうこともあるし、それから、やはり余りそれが休日もどんどんやるようになってくると、せっかく週休二日制になったのに、それがなくなってしまうとか、そういうようなこともあるものですから、いろいろな問題をはらんでいるのだけれども、さっき生徒指導上の問題というふうになると、それはそれこそ昭和30年代の終わりぐらいから、そういうのがどんどん、どんどんふえていったことはこれ間違いないです。

#### ○委員

なるほどね。

#### ○教育長

そうそう。そこらも後の話題の中に出て来ると思うけれども、本当にいわゆる勤務時間が1日12時間だ、16時間だというのが是とするのか非とするのかということで、先生方の健康の問題と家庭の問題等を抱えたときにやっぱり考えなければならない問題だと思うんです。その大きな位置付けとして部活動があることも確かですね。そこらをやっぱり一回

ゼロベースで考える必要があるなと思います。

○教育長

あとは、今これで新しい教育委員会体制の中でどうあるべきかという、さっき言ったような5点について話し合いをしていくと同時に、それから、教育委員会事務局としては条例等の整備をこの法規に基づいて3月末までにやっていくという形で進めていきます。

あとは、この法令でいくと、いわゆるその転換期は新しい教育長になったときに実質的に転換するという形になっているわけね。ただ、新教育長になったときというと、私のあとの任期がまだ3年余あるわけ。法令が変わったのにもかかわらず、3年間現行で行くのかどうかと。そうでなくて、やっぱり新しい体制にできるだけ早いときに移行したほうがいいとするならば、いつが妥当であるかといったような、新城市としての移行時期、そういったものもさらに検討していきたいなというふうに思いますので、そこらをまた考えてください。

○委員長

これで、臨時教育委員会を終了します

委 員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記